平成２６年（フ）第３３号
大分県宇佐市大字城井1964番地
債務者　有瀬　　桜
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月６日午後１時50分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第３９号
大分県中津市大字上如水1552番地１　植山アパート
債務者　坂井　敏子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月29日午後１時45分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第１１３５号
横浜市神奈川区白幡仲町30番15号　滝美荘202号
債務者　佐々木　匡
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１３６号
横浜市神奈川区白幡仲町30番15号　滝美荘202号
債務者　佐々木惠津子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０号
熊本県人吉市瓦屋町2271番地　与内山団地10―３―２
債務者　江口えりか
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第４０２号
埼玉県草加市花栗３―４―24ドウカンハイム303、住民票上の住所東京都狛江市東和泉１丁目34番２―306号
債務者　石井　孝道
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４１６号
東京都西東京市南町５丁目21番12号田無コーポ102号
債務者　清水　康雄
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２８９号
栃木県日光市並木町９番地９　吉原アパート11号棟
債務者　井上　　誠
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２９０号
栃木県日光市並木町９番地９　吉原アパート11号棟
債務者　井上　美穂
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６０号
栃木県足利市五十部町516番地３
債務者　箱崎　英信
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第１１号
岩手県下閉伊郡山田町豊間根第３地割48番地３
債務者　豊間根　忍
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月25日午前11時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２６年（フ）第９３号
長崎県佐世保市小佐々町矢岳68番地
債務者　田嶋　忠夫
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第９５号
長崎県佐世保市上本山町１番地370、前住所長崎県佐世保市口の尾町９番地１　ソレイユコートＢ棟102号室
債務者　藤原　智司
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第３０２号
栃木県宇都宮市若草１丁目９番１号　グランディハイツ301号
債務者　鳥取　美保
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６８８３号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目33―20　ＶＩＰ阿佐ヶ谷10―202
債務者　長沼　弘修
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部